

令和4年2月1日

職員各位

福角会における

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金及び

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金の支給について

社会福祉法人福角会
理事長 芳野道子
(公印省略)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、福祉・介護・保育等の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を実施することを目的とする事業について、福角会では下記のとおり、令和3年度2・3月分については一時金として支給し、令和4年度以降はベースアップ等を行い支給いたします。

なお、障害関係では、福祉・介護職員に限定せず、看護師や栄養士、調理員・事務員・運転手等も対象として支給し、今回対象とされていない相談関係事業所や地域子育て支援事業等の職員についても、法人独自の対応として実施します。その詳細については、下記のとおりです。

記

1.令和3年度分について

①支給日 令和4年3月15日(火)

②対象者 令和4年3月1日に在籍の者であって育休・休職等含む

③支給金額(臨時特例金)

ア.月給者 保育関係事業所 21,800円

※保育事業所は「福角保育園」「堀江保育園」「きらきらキッズ」

上記以外障害関係事業所 16,000円

イ.時給・日給者

週所定 労働時間	40時間 ～35時間	34時間 ～25時間	24時間 ～15時間	14時間 ～10時間	9時間 ～1時間
支給額	12,800円	8,000円	4,800円	3,200円	0円

④その他

別途、令和3年度分の処遇改善費として、保育所所属職員(今年度中に所属していた職員含む)と障害関係職員について、それぞれ別途支給しますが、その金額等については事業所ごとにお知らせします。

2.令和4年度分について

①実施日 令和4年4月1日～

②対象者 65歳以上及び断続的労働を除く全職員

※65歳以上の職員の取り扱いについては、1月15日のオンライン説明会のとおり。

③内容

ア.月給者

現本俸表を変更し、月額8,000円のベースアップに改正(就業規則改定)

イ.日給・時給者

時給ベースで50円アップに改正

※時給ベースで40円のベースアップを実施するとともに、令和4年4月2日～令和5年3月31日までに定期昇級する者について、別途時給ベースで10円の改定を行う。

④その他

別途支給がある場合は令和4年度夏季賞与にて一時金として支給します。

3.問い合わせ先

法人本部事務局 長野・山内

電話 089-978-5855 内線 9152

以上